

議案第34号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する  
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1  
号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

犬猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当の支給額を改定するため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

犬猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	1件につき200円
------------------------	-----------

を

」

「

犬猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	1件につき500円
------------------------	-----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。